

## ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、セキュアプライム FE（以下「本ソフトウェア」といいます）に関して、本ソフトウェアの正規製品をご購入頂くお客様（個人法人を問いません）と株式会社ティエスエスリンク（以下「TSS LINK」といいます）との間で締結される契約書です。お客様が、本ソフトウェアをコンピュータにインストールした時点で、本契約書が成立したものとします。本契約書に同意されない場合、お客様は本ソフトウェアをお使い頂くことはできません。本ソフトウェアは、ソフトウェアプログラムおよびそれに関連したドキュメント（マニュアル等の印刷物やオンラインで提供される電子文書等）を含みます。

### 第1条 使用条件

TSS LINKは、お客様に対し、以下の譲渡不能の非独占的な権利を許諾します。

#### 1. 本ソフトウェアの使用

お客様は、TSS LINKが、本ソフトウェア毎に別途明示する以下のいずれかのライセンス条件で、本ソフトウェアを使用することができます。

##### ① 「ユーザライセンス」

本ソフトウェアを、購入ライセンス数を上限とする人数で使用することができます。

##### ② 「PCライセンス」

本ソフトウェアを、購入ライセンス数を上限とする台数のコンピュータにインストールして使用することができます。

#### 2. 本ソフトウェアのサーバでの使用

本ソフトウェアにサーバ用ソフトウェアが含まれる場合、お客様は、サーバコンピュータ（1CPUにつき）に、1つのサーバ用ソフトウェアをインストールして使用することができます。

2つ以上のサーバを同時に使用する場合は、追加数分の追加CPUライセンスを別途ご購入いただく必要があります。1台のサーバコンピュータに2つ以上のCPUを搭載する場合もこの対象とします。

#### 3. ドキュメントの使用

本ソフトウェアのドキュメントは、お客様が本ソフトウェアを使用するうえで必要最低限複製して印刷することができます。

#### 4. 本ソフトウェアの代替、改変、およびアップグレード版

TSS LINKから提供される本ソフトウェアの代替、改変、またはアップグレード版を、本契約書を準用するか、別途本契約書に代わる契約書に従って、使用することができます。

### 第2条 制限

お客様は、

1. 本ソフトウェアを本契約書で許諾された以外に複製あるいはインストールすることはできません。
2. 本ソフトウェアを、リバースエンジニアリング等によって解析することはできません。
3. お客様自身で、本ソフトウェアのいかなる部分も削除及び改訂することはできません。
4. TSS LINKが保証する動作環境以外で、本ソフトウェアを使用することはできません。
5. 有償、無償にかかわらず本ソフトウェアを第三者に譲渡、貸与、再使用許諾、公衆送信、レンタル、リース、中古品取引をすることはできません。
6. 本ソフトウェアを営利目的の対象として使用することはできません。

### 第3条 解除

お客様が本契約書に違反した場合、TSS LINKは、本契約を解除することができます。その場合、お客様はただちに本ソフトウェアの使用を中止しなければなりません。

### 第4条 著作権

本ソフトウェアの著作権は、TSS LINKに帰属します。

### 第5条 輸出規制

お客様は、日本国の輸出規制または諸外国の輸出入管理に関する法令に違反して、直接、間接を問わず、本ソフトウェアを輸出（インターネット経由含む）することはできません。

## **第6条 保証条項**

TSS LINKは、お客様に対して、

1. 本ソフトウェアをTSS LINK所定の使用環境で使用する限り、本ソフトウェアの仕様どおりに稼働することを保証します。
2. 本ソフトウェアの使用がお客様の特定の目的に適合すること、お客様の個別の問題を解決することを保証するものではありません。
3. 本ソフトウェアに重大な不具合、瑕疵があった場合に、その瑕疵の程度に応じて、TSS LINK所定の条件にて交換や修補プログラムの提供、解決方法に関する情報提供を行います。瑕疵の保証については、本項に定める範囲を限度とします。
4. お客様が本ソフトウェアの使用または使用不能から生じるお客様又は第三者の直接的損害及び間接的損害（逸失利益の喪失、事業の中止、事業情報の損失、またはその他の金銭的損失を含みますがこれらに限定されません）に関して一切責任を負いません。
5. 本契約書に違反することで生じた問題、本ソフトウェアの使用に関してお客様と第三者との間で生じた問題に関して責任を負いません。

## **第7条 秘密保持**

お客様は、TSS LINKから得たTSS LINKの機密に係る情報を、第三者に開示または漏洩できません。

## **第8条 有効期間**

本契約の有効期間は、本契約成立の時から、お客様が本ソフトウェアの使用を終了する時までとします。

## **第9条 規約変更**

TSS LINKは、ウェブサイト上の掲示、電子メール、郵便他TSS LINKが適当と判断する方法により、お客様に対して必要な情報を提供します。また、お客様の事前の了承なく、本規定の変更、差し替えができるものとし、以降は変更後の規定が適用されます。

## **第10条 管轄**

本契約は日本法に基づくものとし、本契約に関連して法律上の紛争が生じた場合には、被告地の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **第11条 特記事項**

TSS LINKが本契約書の附則を明示した場合、その附則は本契約書の一部となるか、もしくは優先されるものとします。

---

### **■ソフトウェアの使用条件に関する附則**

1. 本ソフトウェアは、本契約書 第1条の1項「本ソフトウェアの使用」で定めた②「PCライセンス」を適用します。
2. 本ソフトウェアは、暗号化文書を復号するだけの目的に限り、ライセンスに関係なくインストールすることができまするものとします。
3. 正規製品をご購入頂いていないお客様で、評価目的もしくは暗号化文書を復号するだけの目的で利用される場合、本ソフトウェアを使用することにより生ずる問題についてTSS LINKがいかなる保証もしないことを条件に、本ソフトウェアの使用を許諾します。

以上